

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月14日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 県南広域振興局一関総合支局土木部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成21年6月30日から同年7月2日まで
 - (2) 本監査実施日 平成21年8月20日
- 3 監査結果の公表の日 平成21年10月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|----------------------------------|
| 行政財産使用料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが2件、94,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 年度当初の円滑な事務引継ぎに努める等、今後は適正な執行に努める。 |